

# TPP、アメリカの狙いは 金融・保険

---

2012・2・1

三浦泰裕

## TPP、アメリカの狙いは金融・保険

北海道地域・自治体問題研究所

事務局長 三浦泰裕

はじめに・・

米オバマ政権に迎合する野田政府によって強引に進められるTPPに対して、オール北海道で反対の声が広がっている。TPPへの参加は、農業とその関連産業が地域の基幹産業となっている北海道において、その影響は計り知れないものがあり、道庁もいち早く道内経済への打撃を明らかにするなど、これまでにない対応をはじめた。

しかしTPP問題は、農業とそれに関連する産業への波及だけの問題ではない。むしろもっと多様で、深刻な問題が根底にある。その一つが「金融・保険」分野で、主には郵貯と簡保、そして共済である。すでに在日米商工会議所は、「ゆうちょ銀行とかんぽ生命は、両者の合計資産が約300兆円の世界最大の金融機関」で「日本の保険市場の三分の一、日本の銀行預金の約四分の一を支配している」と

### 1、農業も金融サービスがターゲット

日本の食料自給率は、40%である。すでに60%の食料は海外からの輸入であり、これほど多くの農産物を買っている国は先進国では珍しい。すでに日本農業は、外国に十分開放しているのである。これ以上、農産物の関税や輸入規制が撤廃されれば、日本農業は壊滅的な打撃を受けることは必定であるが、問題はそれだけではない。

ではアメリカは、農業分野でさらに何

して日本政府に「日本郵政グループの金融機関と外国の銀行及び保険会社との間に、平等な競争環境を確立する」こと、「・・・確立されるまで、日本郵政グループの金融機関による新商品や既存商品の改定といった事業拡大を一切禁止する」（在日米商工会議所；ACCJ金融サービス白書）と要求している。また同白書は、共済についても、日本政府は共済を優遇しているとして「これらの不平等待遇を是正し、・・・米国企業を含む民間保険会社との間の平等な競争環境が確立するまで、・・・新商品や既存商品の改定といった保険事業拡大を一切禁止することを要請する。」としている。アメリカがこれまで一貫して要求してきたこれらのことは、TPPにおいても当然その内容に含まれているのである。

を狙っているのか？それは農協共済である。米通商代表部の報告書には「民間企業にとって不公平な業務、規制、税制における優位性を共済に与えている。アメリカ政府は公平な競争の確保や消費者保護のため、共済に対する規制の基準や監督を、競争相手である民間企業と同じ条件にすべきであると考える。」（「2010年外国貿易障壁報告書」）と述べている。この「共済」とは、農業分野においては農

協共済のことである。

この狙いは、もう一つの大きな狙いにつながっている。それはすでにアメリカとF T Aを結んだカナダの結果が示している。1989年にアメリカとF T Aを結んだカナダは、1997年には、カナダ農業の集荷・加工、流通のほとんどをアメリカの企業によって抑えられている。すなわち、かつてカナダの農協が担っていた分

野は、協定による農協つぶしで、そのあとをアメリカのアグリビジネスと呼ばれる巨大企業が支配していったのである<sup>i</sup>。金融、共済は日本の農協の主要な業務の一つである、金融や共済業務をつぶすことによって、農協を疲弊若しくは衰退に追い込み、そのあとをアメリカの巨大企業が席卷するという狙いが込められているのである。

## 2、すでに共済つぶしに狂奔してきた日本政府

自主共済<sup>ii</sup>への規制は、すでに金融庁のもとで2006年の「改正」保険業法の施行によってすすめられている。私が所属していた全商連・民商にも、共済がある。会員と家族を対象に月1000円の会費で、入院時1日3000円の見舞金を支給し、結婚祝い金2万円、満75歳になれば長寿祝い金5万円を届けるという、まさに助け合いの互助制度である。また、共済会では、健康を守る運動として集団健診活動に取り組み、受診者には500~1000円の補助も行っている。こうした見舞金や健診助成金の支払い率は、会費収入の9割を超えている。こうした民間保険会社でない運営ができるのは、共済加入者である会員自身が会費を集め、見舞金の申請を受け付け、届けるという、組織の互助によって成り立っているからである。この様な中小業者の本当にささやかな助け合いの共済に対しても、金融庁は規制の対象にし、特定保険業者の届け出を強要

し、結果、2年後には、営利会社にするか、大手保険会社の傘下につくかを迫ってきたのである。こうした政府の圧力のもとでP T Aなどの自主共済の廃止が相次ぎ、保険会社の傘下に入らざるを得ない共済も続出した。

そもそも保険業法の改正は、「オレンジ共済」事件など「共済」の名前を使った、違法な便乗商法を規制するという趣旨からはじまったものである。ところが金融庁が明らかにした省政令では、当初の趣旨から逸脱し、自主共済に保険会社に準じた規制を押し付ける措置への問題にすりかえられ、規制対象を大幅に拡大したのである。

ただこの時は、労働組合や協同組合など根拠法のある団体が実施する共済（制度共済という）は規制の対象外とされた。しかしその後、厚生労働省や農林省によって生協法、農協法が改正され、保険業法に近い規制がすすめられている。

## 3、背景に、アメリカと日本の保険資本が

実は、アメリカが日本政府に示した2003年「年次改革要望書」で、「共済は

民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当のマ

一ケットシェアを有している。監督官庁が規制している共済もあれば、例えば農林水産省は農協共済を規制している。まったく規制されていない、根拠法のない共済もある。根拠法のない共済に対して規制制度の欠如および他の共済制度への弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業ならびに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また共済がビジネス規制および税の観点から、民間の競合会社に対し、大幅に優位に立つ要因となっている。米国は日本に対し、共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、全ての共済事業者に民間と同一の法律、税金、セーフティーネットのコスト負担、競争準備金条件、基準および規制・・・を適用することを提言する。」と、共済規制を強めることを要求

していたのである。

また、2005年小樽で開催された保険学会で、大手保険会社の参加者が徳川家康の大阪城攻めになぞらえて「改正」保険業法の成果を「・・・冬の陣で無認可共済という外堀が埋まって、理論的に制度共済が特定性ということを根拠に同一規制を免れようとする根拠が、一つ大きな堀が埋まったわけですから、これは本丸をつまみ制度共済を攻めていく大坂夏の陣があるんだ・・・」<sup>iii</sup>と語ったように、共済規制は、日本の保険業界の策動であったことも明らかになっている。政府・金融庁が2006年、国民の目をかすめるようにして政省令で自主共済規制に踏み出した背景には、市場の拡大を狙うアメリカ政府と日米大手保険業界の圧力があつたことは明白である。

### 3、TPPで協同組合の共済、労働組合の共済も根こそぎ

TPP参加のもとでは、参加国同士の関税はもとより非関税障壁も大きな問題になる。先に引用した在日米商工会議所の日本への要求書であるACCJ金融サービス白書によれば制度共済について「緩い環境におかれた制度共済は、すでに日本の保険市場において大きなシェアを占めている。例えば(日本共済協会の)最新の公表資料によると、金融庁以外の省庁に記載されている制度共済は、保有契約数で見ると日本全体の生損保・共済契約の約32%を占めており、また生命保険・共済契約の個人保険分野でのシェアも約33%におよぶ」とし、これら制度共済に対して「・・・米国企業を含む民間保険会社と共済の間の平等な競争環境を確

立」せよ、と要求している。アメリカは、2008年の世界金融危機の元凶になった米最大手の保険会社AIGを国有化した。国有化した自国の保険会社の市場拡大の一つとして、資産45兆円の農協共済、民営化当時資産120兆円といわれた簡保を狙っているのである。

すでにこれまでアメリカが不当にも日本に要求し続けてきた共済規制は、TPP参加によって、いよいよ本丸の協同組合、労働組合などの根拠法にもとづく団体が実施している共済に向かっている。繰り返しになるが、ゆうちょ銀行の簡易保険、農協共済、コープ共済、そして労働組合の共済までが、日本とアメリカの保険資本に狙われているのである。そし

て、すでにこうしたことを意識した金融  
序は、制度共済に向けても急速に規制を

強めているのである。

#### 4、おわりに

すでに日本の金融は、1997年当時の橋  
本内閣による五大改革の一つ「金融ビッ  
クバン」以来、アメリカのグローバル金  
融に取り込まれている。株式市場は、外  
国からの投資ファンドの動向によって左  
右されるようになり、国内には外資系金  
融機関が根をはっている。残された大き  
な分野の一つが共済、彼らにとっての保  
険分野である。

しかしこの共済への攻撃は、共済を行

っている諸組織とその構成員に対する収  
奪を目的としているだけでなく、その事  
を通じて、日本の社会・経済の重要な担  
い手となっている労働者、業者、医療・  
福祉などの民主的な運動そのものを破壊  
する内容をもったものなのである。私達  
は、T P Pの持つ本質をしっかりと見極め、  
まだ国民の多数にはなっていない反対の  
世論を急速に強めていかなければならな  
い。 (みうら やすひろ)

- 
- i 2011年9月26日共済懇話会における東谷暁氏の講演「T P Pと共済規制の行方」より
  - ii 自主共済とは；①母体となる組織があること、②非営利である、③共済は民主的に、自主と自治の原則で運営されている、④自立した財政基盤を持ち、自治規範による運営が行われている等の要件を持った共済のどこ（日本勤労者山岳連盟斎藤義孝氏「保険業法による規制と自主共済のたたかい」より）
  - iii 2008年4月1日「共済の今日と未来を考える懇話会」での日本勤労者山岳連盟斎藤義孝氏の報告より